

●香川県告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和8年8月7日から同月27日まで一般の縦覧に供する。

令和8年8月7日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路 線 名 観音寺佐野線（8号）
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
観音寺市大野原町有木字落合 41番2地先から	前	64.0～93.4	105	道路整備工事による道路 新設
観音寺市大野原町有木字落合 26番1地先まで	後	89.5～115.8	105	